

平成 31 年 4 月 23 日
台 長 裁 定

国立天文台三鷹キャンパス構内における撮影についての取扱要領
Rules for filming and photography in Mitaka campus.

この要領は、国立天文台三鷹キャンパス構内で、ドラマ・映画等を撮影する際の取扱について定めるものである。

1. 撮影許可範囲

- ①次に該当すると判断されるものは撮影を認めない。
 - (ア) 作品の内容が法令・公序良俗に反するもの。
 - (イ) 本台の品位を傷つけると判断されるもの。
 - (ウ) 本台に対し悪意を意図すると判断されるもの。
 - (エ) 本台を個人的な利益や営利目的に利用するもの。その他、研究教育機関としてふさわしくない内容を含むもの。
 - (オ) 本台の研究教育、業務及び施設公開の妨げになるもの。
- ②撮影時間は原則として、平日の9時～17 時とする。ただし、特に必要があると認められた場合、夜間の撮影に関しては相談に応じる。

2. 撮影許可の条件等

- ① 事前に企画書、本台関係部分の台本等を提出し、本台の確認を受けること。
- ② 必ず撮影場所の下見、職員との打ち合わせを行うこと。
- ③ 撮影場所、日程が確定したら、撮影協力申請書(別紙様式)、撮影計画書(様式任意)を本台に提出し、本台の許可を受けること。
- ④ 撮影日の直前には詳細なスケジュールを本台に提出すること。スケジュールに変更が生じた場合は速やかに本台担当者に連絡し、調整を行うこと。
- ⑤ 撮影には本台職員が立ち会うものとする。本台職員の指示に従うこと。
- ⑥ 撮影にあたって構内の人や車両の通行を一時的に止める場合は、撮影者側が対応にあたること。
- ⑦ 撮影した写真・動画等を公開する場合は、事前に公開日時等を連絡すること。
- ⑧ 必ずテロップ、ポスター等に「国立天文台」が撮影協力している旨を明記すること。
- ⑨ 車両が入構する場合は、必ず事前に入構者、日時、車種、車両番号等を連絡すること。
- ⑩ 3. により撮影料を支払うこと。ただし本台が天文学の振興や教育に直接寄与すると判断した場合は、この限りではない。
- ⑪ 撮影料については、請求書発行後 30 日以内に支払うこと。

3. 撮影料

本台構内での撮影を行う場合は、別紙の料金を徴収する。ただし原則として、撮影機材の保管及び控室の利用はできない。

4. 申請

本台構内における撮影を希望する場合は、原則撮影の2カ月前までに企画書等を添え、天文情報センターに申し出ること。その後、撮影場所の下見、打ち合わせ等を行い、原則撮影の2週間前までに撮影協力申請書等を提出すること。

附 則

この要領は平成 31 年4月 23 日から実施する。

別紙

撮影料(税抜き価格)

撮影時間	撮影時間内料金	時間外加算料金
9:00~17:00	50,000円/時間	12,500円/時間